

許可番号 第00720007813号

産業廃棄物処分業許可証

住所 福島県福島市野田町六丁目8番36号

氏名 株式会社二瓶商店
代表取締役 二瓶浩幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日

令和元年8月19日

許可の有効年月日

令和6年7月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、圧縮、溶融）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（破碎）に係るもの

①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず⑤ガラスくず、コンクリートくず
（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上5種類

イ 中間処理（圧縮）に係るもの

①廃プラスチック類②紙くず
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上2種類

ウ 中間処理（溶融）に係るもの

廃プラスチック類
（石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。） 以上1種類

2 事業の用に供するすべての施設

裏面及び別紙記載のとおり

3 許可の条件

* * * * *

4 許可の更新又は変更の状況

別紙記載のとおり

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理（破碎）に係る施設

処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設（政令第7条第7号施設） （日本シーム株式会社製 洗浄粉碎機CIM-1050W）
処理する産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず⑤ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
処理能力	廃プラスチック類 7.5 t/日（12時間） 木くず 4.8 t/日（12時間） 繊維くず 4.8 t/日（12時間） 金属くず 4.2 t/日（12時間） ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.2 t/日（12時間）
設置年月日	平成26年4月14日
許可年月日	平成26年3月28日（北振P第26号）
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1

(2) 中間処理（圧縮）に係る施設

処理施設の種類	産業廃棄物の圧縮施設 （AVERMANN社製 圧縮梱包機AVOS108）
処理する産業廃棄物の種類	①廃プラスチック類②紙くず
処理能力	19.2 t/日（24時間）
設置年月日	平成26年4月14日
許可年月日	平成26年3月28日（北振S第27号）
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1



(3) 中間処理（溶融）に係る施設

処理施設の種類	廃プラスチック類の溶融施設 (日本海洋株式会社製 減容機SPB-80)
処理する産業 廃棄物の種類	①廃プラスチック類
処理能力	1.92 t/日 (24時間)
設置年月日	平成26年4月14日
許可年月日	平成26年3月28日 (北振S第28号)
設置場所	福島県本宮市和田字関宿10番1

許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成26年7月16日

変更届出年月日 平成30年2月20日 (廃プラスチック類の破碎施設の処理能力の変更)

変更許可年月日 平成30年3月20日 (中間処理(破碎)の取扱品目に木くず、繊維くず、
金属くず及びガラスくず等を追加)

更新許可年月日 令和元年8月19日 (有効期間 令和元年7月16日~令和6年7月15日)

以下余白

